



innoventier 弁護士法人 イノベントイア 企業法務相談室

【第34回】 弁護士・弁理士 **三品 明生**
大阪大学工学部応用理工学科及び同大学院工学研究科マテリアル科学専攻(半導体発光素子を研究)を経て特許事務所勤務し、2010年に弁理士登録。特許事務所での勤務と並行して大阪学院大学法科大学院を修了し、2018年に弁護士登録。主たる取扱分野は知的財産法。

利用規約の流用について

一・利用規約の意義

ウェブサービスを提供する企業の多くは、利用規約を定めています。利用規約には、ウェブサービスの内容に関する事項の他に、例えばユーザーの禁止事項や、ユーザーが禁止事項に違反した場合の罰則、ウェブサービスを提供する企業がユーザーに対して負う責任の範囲などが規定されています。利用規約は、トラブルの発生を未然に防ぐとともに、仮にトラブルが発生したとしてもウェブサービスを提供する企業が負う責任を軽減することができるなど、企業が安定してウェブサービスを提供する上で必要不可欠なものであるといえます。そのため、ウェブサービスを提供する企業の多くは、例えば新規のユーザーがウェブサービスの利用登録をする際に利用規約を画面に提示し、ユーザーが利用規約に同意した場合に限りウェブサービスを提供するようにするなどして、ウェブサービスを利用する全てのユーザーに利用規約が適用されるように工夫しています。

そして、ウェブサービスの内容にもよりませんが、あらゆる事態を想定して万全を期した利用規約を作成しようとする、必要な条項の数も比較的多くなるため、利用規約を作成

二・著作権侵害に該当する可能性

(一) 原則

他人が作成した文章を、その他人から許諾を得ることなく、そのままコピーしたり、コピーして言い回しなどの些細な修正を加えるだけにとどめたりして文章を流用する場合、その他人の著作権の侵害に該当する可能性があります。

ただし、どのような文章を流用しても著作権の侵害に該当するというわけではなく、著作権法で規定されている「著作物」を流用する場合に限り、著作権の侵害に該当する可能性があります。ここで、「著作物」とは、「思想又は感情を創作的に表現したもの」(著作権法二条一項一号)と規定されています。したがって、著作物の個性が表現されていない文章は、著作物には該当しませんし、このような文章を流用しても著作権の侵害にはなりません。

利用規約は、ウェブサービスを提供する企

今回の相談

弊社は、インターネット上のウェブサイトを介してサービスを提供するウェブサービスの提供を始めたかと考えています。ウェブサービスを提供するためのプログラムは完成してはいますが、まだ利用規約は作成していません。一から利用規約を作成すると大変そうなので、同じような内容のウェブサービスを提供している他社の利用規約を流用しようと考えているのですが、問題ないでしょうか。

業とユーザーとの法的な関係を過不足なく規定する必要があります。契約書の条項等と同様に、一定の型にはまったような表現になります。すなわち、利用規約は、表現に制約があり、誰が著作しても大体同じような表現にならざるを得ないため、著作物の個性が表現され、難しい文章といえます。したがって、利用規約は、原則として著作物には該当せず、流用しても著作権の侵害には該当し難いといえます。

(二) 例外

上記の通り、利用規約を流用しても著作権の侵害には該当し難いといえますが、例外的に著作権の侵害に該当すると判断された裁判例(東京地裁平成二六年七月三〇日判決)があります。

この裁判例の事案は、時計の修理サービスを営む被告が、同業者である原告がインターネット上に掲載していた修理規約を、助詞や記載順序、固有名詞等を書き換えて流用したというものでした。裁判所は、原告の修理規約における個々の文言については、著作物には該当しないと判断しました。しかし、原告の修理規約の全体については、疑義が生じないよう同一の事項を多面的な角度から繰り返し記述するなどしている点において原告の個性が表れているとして、著作物であると判断しました。そして、裁判所は、被告が、原告の修理規約の全体について複製したものととして著作権の侵害を認め、被告による修理規約の使用の差止めと、被告に対する損害賠償請求の一部を認容しました。

なお、この事案において、原告は一〇〇〇万円程度の損害が発生したと主張しましたが、裁判所が認定した原告の損害額は五万円と少額

三・民法上の不法行為に該当する可能性

著作者の個性が表現されていない文書を流用した場合において、著作権の侵害に該当しなかったとしても、民法上の不法行為(民法七〇九条)に該当する可能性があります。例えば、ニュース記事の見出しをコピーすることなどが不法行為に該当すると判断された裁判例(知財高裁平成一七年一〇月六日判決)や、法律書籍の一部をデッドコピーに近い態様で流用することが不法行為に該当すると判断された裁判例(知財高裁平成一八年三月一五日判決)があります。

これらの裁判例は、利用規約の流用が不法行為に該当すると判断されたものではありません。しかし、ニュース記事の見出しや法律書籍の文章と同様に、利用規約も著作者の個性を表現し難い文章といえますので、裁判所においてこれらの裁判例の事案と同様に考えられ、利用規約の流用が不法行為に該当すると判断される可能性は否定できません。

四・ご相談内容について

デッドコピーかそれに近い態様で他社の利用規約を流用した場合、その他社の著作権の侵害、または民法上の不法行為に該当すると

して、差止めや損害賠償を請求される可能性があります。特に、ウェブサイトで提示される利用規約は、インターネットを通じて誰でも見ることができると、流用元である他社に自社の利用規約を見られることにより、自社が利用規約を流用したことが発覚し、紛争に発展することが容易に予想されます。そして、その他社が裁判所に訴訟を提起した場合、損害賠償額は高額にならなかつたとしても、使用中の利用規約の使用が差止められてしまうと、自社のユーザーに対するウェブサービスの提供に支障が生じてしまいます。また、自社が提供するウェブサービスが、他社が提供するウェブサービスと類似しているとしても、細部まで完全に一致することはないと考えられます。そのため、他社の利用規約を流用して自社の利用規約を作成した場合、自社が提供するウェブサービスの内容と利用規約とが対応していないことから、トラブルが発生した場合に利用規約が適用されず、自社が想定外の負担を強いられる可能性があります。

他社の利用規約を流用して自社の利用規約を作成すれば、労力やコストを削減することができます。しかし、上記の通り利用規約の流用によって自社が負うリスクは軽いものではありません。他社の利用規約を参考にすることは避けたい方がよいでしょう。さらに、最終的には弁護士に利用規約のチェックを依頼するなどして、自社が提供するウェブサービスの内容に適しているかどうか、法的な問題がないかなどを確認してもらおうと良いでしょう。

このコーナーは、飯島歩氏、藤田知美氏、町野静氏、松下外氏、村上友紀氏、満上武尊氏、アザマト・シャキロフ氏、平野潤氏、三品明生氏、上田亮祐氏、増田昂治氏が交代で執筆します。